

「災害時要援護者避難支援制度」を実施中

災害発生時、高齢者や障がい者などの多くは、自らの力で避難することが困難な災害時要援護者となることが考えられます。市では、災害時要援護者の支援を地域での助け合いによって行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施しています。

災害時要援護者 避難支援制度とは

この制度は、登録申請のあった要援護者の台帳を作成し、あらかじめ市と避難支援者(制度に賛同した自治会や自主防災組織、近隣住民、民生委員・児童委員など)が情報を共有すること

で、災害が発生した際、避難支援者が中心となって要援護者の避難支援(安否確認、情報伝達、避難誘導)を行う制度です。支援を受けるには、登録申請が必要となります。

登録の対象となる方

市内在住の災害時に自力での避難が困難なため避難支援を必要とする方で、次のいずれかに該当する方。①75歳以上の一人暮らしの方 ②75歳以上の高齢者のみの世帯の方 ③要介護認定区分3、5の認定を受けている方 ④身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ⑤そのほか避難支援が必要と判断される方

登録手続き

「災害時要援護者登録申請書兼個別計画」(地域包括ケア推進課(第二庁舎1階)、障害福

祉課(第三庁舎1階)、子育て支援課(第二庁舎2階)で配布しています)に必要事項を記入し、左記の「登録の申請先」へ提出してください。

※災害時に避難支援を受けるためには、支援に必要な個人情報(避難支援者、消防・警察、越谷市社会福祉協議会、市に提供することについて同意)をいただく必要があります。

登録の申請先

地域包括ケア推進課、障害福祉課、子育て支援課、各地区センター、各老人福祉センター
※各地区センターと各老人福祉センターでは、申請書の預かり業務のみを行います。申請に関する質問等は受けられませんのでご注意ください。

要援護者の方へ

この制度は、地域の皆さんで助け合う「共助」の制度です。日頃から自治会活動や防災訓練に参加するなど地域の助け合いの仕組みづくりにご協力ください。

また、災害時には避難支援者も同じように被災している場合が想定されます。自分の身は自分で守るという

「自助」の心構えのもと、日頃から非常用の物資の準備や家具の転倒防止など、災害に対する備えを行ってください。



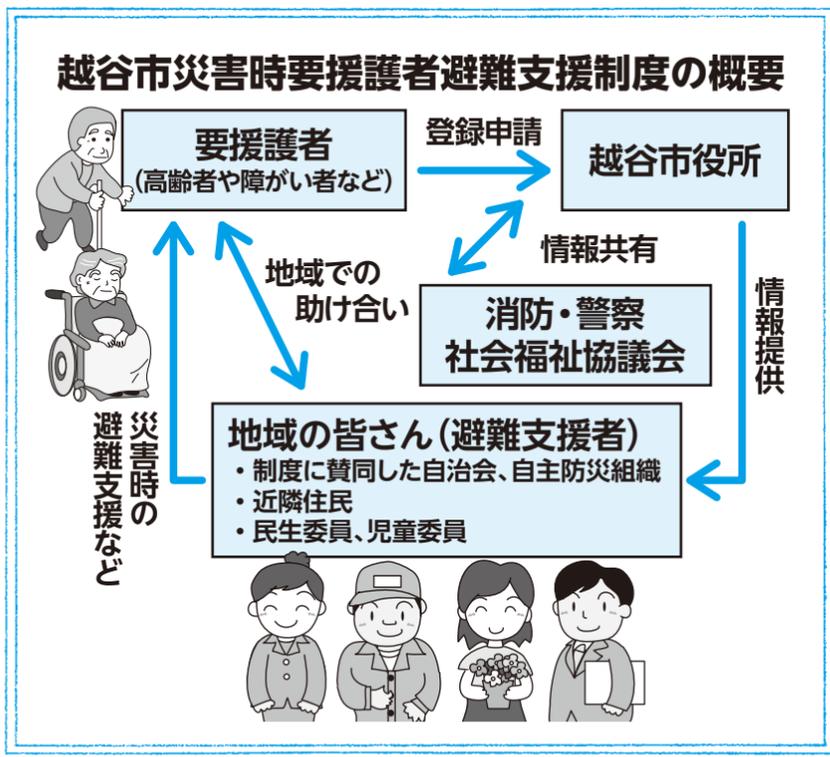
自治会など 地域の皆さんへ

この制度は、登録申請のあった要援護者の台帳を作成し、あらかじめ市と避難支援者(制度

に賛同した自治会など)が情報を共有しておくことで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって、可能な範囲で要援護者の避難支援を行う制度です。そのため、自治会や自主防災組織が制度に賛同していただいてから実施することになります。ぜひ、賛同をお願いします。

登録・制度 についての問合せ

▽登録について：地域包括ケア推進課 ☎9633-9163、障害福祉課 ☎9633-9164、子育て支援課 ☎9633-9172
▽支援制度について：危機管理課 ☎9633-9285



第5次行政改革の取り組み結果

平成23年度と27年度を計画期間とする第5次行政改革の取り組み結果がまとまりました。27年度に実施した主な取り組みとその効果額は左記のとおりです。今後も市民サービスの向上を図るため、第6次行政改革大綱に基づき行政改革に取り組みます。

第5次行政改革では、「事務事業の徹底見直し」「経費の節減・合理化等財政の健全化」など、大綱に掲げる推進事項に基づき当初計画分と追加分を合わせた48項目の事業に取り組みました。

この取り組みによる27年度の財政的効果額は、約9億6404万円、夜間急患診療所の統合(約2102万円)、行政財産の貸付による収入確保(約772万円)

※効果額は、各取り組みによる諸経費の削減分または歳入確保額から、実際に要した投資的経費を除いた金額です。
第5次・第6次行政改革の大綱・実施計画および第5次行政改革実績報告書は、市ホームページ、情報公開センター(本庁舎2階)でご覧になれます
☎9633-9931

申請はお済みですか?

平成28年度

臨時福祉給付金 障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

越谷市臨時給付金コールセンター [11月30日(水)まで] ☎0120-372-192 (午前8時30分～午後5時15分。土曜・日曜日、祝日を除く)

8月22日から臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請を受け付けています。申請書類は給付金の支給対象と思われる方に送付しています。

※課税者の扶養親族等の方または生活保護の被保護者などは対象外です
【申込み】平成29年1月31日(火)まで(消印有効)。郵送で受付
※給付金の対象と思われる方で、申請書類が届いていない方は、コールセンターまでお問い合わせください
☎9633-9194



模擬議会を傍聴してみませんか

越谷市議会では、市民に開かれた議会を推進するため、大学生を対象とした模擬議会を隔年で開催してきました。

平成27年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げとなったことから、新たに高校生も加えて模擬議会を開催します。

☎11月12日(土)、午前9時30分～午後5時 陽越谷市議会議場(本庁舎4階) 因高校生・大学生が議員となって市政に対する意見・提言などの質問を行い、それに対して市議会議員が答弁を行う 因傍聴を希望される方は、当日、議会事務局(本庁舎4階)までお越しください

※模擬議会は越谷市議会インターネット中継 (<http://www.koshigaya-city.stream.jfit.co.jp/>) からご覧いただけます

☎963-9261